

'18.11

毎月1回20日発行 定価 1部60円  
発行人 兵庫県商工連会  
代表者 志智宣夫  
発行人住所 神戸市中央区花隈町6番19号  
☎078(371)1261(代)☎650-0013  
http://www.shokoren.or.jp/  
編集人 幸田 徹  
印刷所 有限会社 浜田デザイン写植  
会員の購読料は会費に含んでおります

第735号

# 兵庫県 商工連会報

(題字は井戸知事)

Hyogo Prefectural Federation of Societies of Commerce and Industry

平成30年度 スローガン

## 商工会は行きます 聞きます 提案します



▲5度の王者に輝いたビリーケン・キッドも「きんたくん」には勝てない…

### Contents

- 県連合会Letter 2~3頁
  - ・ 第2回理事会
  - ・ コミュニケーション能力研修会
  - ・ 経営革新計画策定支援研修会
  - ・ 近畿ブロック商工会青年部交流研修会・主張発表大会
  - ・ 近畿ブロック商工会女性部交流研修会・主張発表大会
  - ・ 第2回チーフコーディネーター研修連絡会
- あなたのまちの元気な企業(川西市) 4頁
- CAコラム 5頁
- 移動販売車「ふくふくまる」(福崎町) 6頁

強くて弱いチャンピオン見参

### ビリーケン・キッド

(川西市)

尖った頭に吊り上がった目をした子ども。大阪・新世界の通天閣に昇ったことがある人なら誰もが必ず目にしたであろう、幸福の神様「ビリーケンさん」。その「ビリーケンさん」が、県南東部の街、川西市に現実となって現れた。川西の「ビリーケンさん」は、チャンピオン・ベルトを腰に巻き、リング上では敵を容赦なくやっつけるけれども、リングを降りるとお年寄りや子どもたちにはやさしいヒーロー。しかし、ゆるキャラ相手に闘うと、なぜだかめっぽう弱くて負けてしまう。

そんな強くて弱いヒーロー、「ビリーケン・キッド」はどうやって生まれ、何を目指し、どこに向かっていっているのか。プロレスラー、エンターテイナー、実業家。「ビリーケン・キッド」のもつ3つの顔について話をうかがった。(詳細は4頁)

## 第2回理事会を開催

県連合会は9月26日、平成30年度第2回理事会をホテル北野プラザ六甲荘で開催した。

理事会の開催に先立ち9月14日にご逝去された、本会副会長で芦屋市商工会会長の小田脩造氏に対し、出席者全員で哀悼の意を表し、黙とうが行われた。

次に志智会長の挨拶の後、理事会の議案審議に入り、提案された議案はいずれも原案どおり承認された。

提案された議案は次のとおり。

### 【第1号議案】

兵庫県政及び平成31年度商工会関係予算に対する要望について

### 【第2号議案】

「職員服務規程」の一部改正について

### 【第3号議案】

「兵庫県商工会連合会個人情報保護規程」の一部改正等について

### 【第4号議案】

平成30年度商工会幹部研修会の開催について

## 職員研修

# 「気づき」を与える 「コミュニケーション能力研修会」

県連合会は、9月28日に兵庫県中央労働センター、10月3日に中小企業大学校関西校で、「コミュニケーション能力研修会」を開催した。

本研修会は、今後の事業所支援等に使える「知恵」実践ツールとしてコミュニケーションスキルを学ぶことを目的とし、両日計70人が参加した。

コア・サポート株式会社代表取締役 黒野秀樹氏を講師に迎え、

コーティング技法を用いたコミュニケーションセッションスキルについて学んだ。

参加者からは、「改めて自身の行動を見直す機会になった」、「今後の事業所支援等に活かしていきたい」などの感想があった。



▲グループワークに取り組む受講生たち

## 訃報



兵庫県商工会連合会副会長  
小田 脩造 氏

兵庫県商工会連合会副会長の小田脩造氏が、平成30年9月14日、ご逝去されました。享年88歳。

小田氏は昭和47年から57年まで芦屋市商工会理事、昭和57年から平成8年まで副会長、平成8年から30年まで会長に就任、平成11年から30年まで本会副会長に就任されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

## 職員研修

# 経営革新計画策定支援研修会

県連合会は、9月20日～21日の2日間、中小企業大学校関西校において「経営革新計画策定支援研修会」を開催し、15人が参加した。

本研修会は、コア・サポート株式会社代表取締役 黒野秀樹氏を講師に迎え、商工会の支援強化として、経営革新計画の実践的なスキルを習得することを目的に開催。

研修1日目は、事業計画策定の要点、経営革新計画の申請書類作成上の注意点や承認事例について学んだ。

研修2日目は、午前中に各グループに分かれ、経営革新計画を策定し、午後から発表する内容であった。

参加者からは、「経営革新計画策定にあたり、具体的な組立て方を理解できた」、「2日間の研修は各参加者と意見交換ができ、交流を深めることができた」などの感想があった。



▲経営革新計画策定に取り組む受講生たち

## 11月のこよみ

- 6日(火)～7日(水) 第20回商工会女性部全国大会(兵庫県)
- 13日(火) 中間監査
- 14日(水)、28日(水) 企業会計研修会
- 15日(木) 第58回商工会全国大会
- 16日(金)～18日(日) ニッポン全国物産展
- 21日(水)～22日(木) 第20回商工会青年部全国大会(広島県)
- 27日(火)～28日(水) 商工会等職員昇格試験二次試験

## 12月のこよみ

- 4日(火)～5日(水) 近畿府県商工会女性部リーダー養成研修会
- 5日(水) IoT活用研修会
- 7日(金) 第3回人事管理委員会
- 10日(月) 税務・労務研修会
- 14日(金) 第3回商工会管理マネジメント研修会
- 15日(土) 商工会等職員採用試験一次試験
- 18日(火) 第3回理事会

## 新規採用職員の紹介



宍粟市商工会  
福田 裕丈

この度、10月1日から宍粟市商工会に配属されました福田裕丈と申します。前職では、製造メーカーにて生産技術エンジニアでした。自らが培ってきた技術的知見を少しでも地域振興に活かしたら幸いと考えています。会員の皆様のために頑張っていく所存ですので、ご迷惑をおかけすること多々あるとは思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお祈りいたします。

## 新規採用職員の紹介



福崎町商工会  
山本 龍太郎

この度、10月1日から福崎町商工会へ配属となりました山本龍太郎と申します。以前は民間企業にて、幼児体育指導の職務を3年間勤めておりました。まだまだ分からないことばかりの未熟者ですが、いち早く会員様のお役に立てるように日々精進して参りたいと思います。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお祈りいたします。

県青連

顕彰・まちづくり部門に芦屋市商工会青年部  
渡邊伸治君(川西市)は入賞



▲自身の経験を力強く  
発表する渡邊氏

10月2日、近畿ブロック商工会青年部交流研修会・主張発表大会がダイワロイネットホテル和歌山で開催され、県内青年部員61人が参加した。同大会は当初、9月に開催される予定だったが、台風21号の影響を受け、延期となっていた。  
顕彰者表彰では、まちづくり部門で芦屋市商工会青年部が表彰され、部長の小泉星児君に近

青連奥村会長から表彰状が授与された。

その後、各府県大会を勝ち抜いた7人の発表者による主張発表大会が開催され、本県からは川西市の渡邊伸治君が出場し、夢と希望を青年部と共に「をテーマに熱弁を振るった。

審査の結果、最優秀賞は奈良県田原本町商工会青年部・名越豊君が選ばれ、渡邊君の全国大会出場は叶わなかったが、応援に駆け付けた部員から健闘を讃え、大きな拍手が送られた。

県女性連

女性部近畿ブロック交流研修会・主張発表大会  
福井県で開催



▲発表中の三原氏

9月12日、13日に福井県あわら市のグランディア芳泉で、「近畿ブロック商工会女性部交流研修会」が開催され、近畿府県から350人を超える参加があった。  
この事業では例年、主張発表大会(近畿大会)が実施され、各府県の代表者が発表し、優勝

者は全国大会に出場する。本県からは、南あわじ市商工会女性部の三原賀代子氏が代表として出場。「女性部活動に参加して」をテーマに「今の女性の現状」と題し、素晴らしい発表であった。最優秀賞は、奈良県奈良東商工会女性部・平澤且子氏が受賞。「住みよいまちづくり 地元女性部が出来る事」と題し、発表された。また、優秀賞は、福井県あわら市の後藤悦子氏が受賞された。

第2回チーフコーディネーター研修連絡会 視察研修

県連合会は、8月31日から9月1日にかけて、第2回チーフコーディネーター研修連絡会を開催した。

1日目は経済産業省にて中小企業庁 小規模企業振興課長の西垣淳子氏から「中小企業・小規模事業者政策の展開」をテーマに講義を受け、意見交換を行った。

その後、参議院議員会館に移動し、全国連顧問の宮本周司氏から「新たな価値の創造について」講演があった。続いて全国連 企業支援部 企業環



に参加した24人のチーフコーディネーターは、今回の研修で得るものも多く、今後の商工会事業に生かせればと意気込みを語った。

境整備課の田中翔悟氏から「経営計画作成支援ツールを利用した経営指導について」説明を受けた後、今後の支援ツールのあり方等について意見交換を行った。  
2日目は全国連が運営している全国アンテナショップ・むらからまちから館等を見学。朝一から多くのお客様で賑わっていた。

緑の募金にご協力をお願いします

緑の募金は地域の緑化活動への助成やボランティア団体が行う森づくりへの助成に活用しています。ご協力いただく募金は、金額の多少を問わず次の金融機関へ振込をお願いします。

●郵便振込(手数料不要(協会負担))

郵便の場合、公益社団法人兵庫県緑化推進協会に直接お問い合わせ下さい。専用の振込取扱票用紙をお送り致します。

●銀行振込(手数料必要)

口座：三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通 3198438  
名義：公益社団法人 兵庫県緑化推進協会

◆お問い合わせは◆ (公社)兵庫県緑化推進協会

〒650-0013 神戸市中央区花隈町12番6号 第三大知ビル6階

TEL 078-341-4070 / FAX 078-341-4071 URL: http://www.hyogo-green.net/



世界が生んだ、「未来を変えていく、健康増進型保険」



住友生命保険相互会社 神戸支社

〒650-0031 神戸市中央区東町126番地 神戸シルクセンタービル7F  
TEL: 078-391-3229

私たちは、兵庫県の皆さまとともに歩んでいく、  
地域金融機関です。



イベントキャラクター「けんしん」

ご融資の相談は  
お気軽に「けんしん」へ

■詳しくは窓口へおたずねください。

いまでも これからも いつまでも  
兵庫信用組合

〒650-0023 神戸市中央区栄町通 3-4-17  
TEL 078-391-6315  
http://www.hyogokenshin.co.jp/

●あなたのまちの**元気な企業**

●**唯一無二のサービスマスクでチャンスを掴む**

**ビリケン・キッド(川西市)**

東京・蔵前国技館のリングにあがった初代「タイガーマスク」。この時小学校2年生だった少年は、「タイガーマスク」に衝撃を受けて格闘家の道を志した。

しかし、身体が小さかったため、一度は諦めたものの、諦めきれず21歳の時に、語学留学と両親に偽り単身メキシコへ渡り、1年半後には、同地でプロ・デビューを果たした。

帰国後は、東京のインディー・プロレスに出場して活躍した後平成14年1月に「ビリケン・キッド」として、大阪プロレスへ移籍した。鍛え抜かれた強靱な肉体とスピード感あふれる技で観客を魅了し、大阪プロレス王者を5回も奪取するなど名実ともにスーパースターになった。

**プロレスラー**

**ビリケン・キッド**

平成26年に大阪プロレスを退団し、地方プロレスへの出場や高齢者介護施設での慰問活動を行いながら、プロレスラー、エンターテイナー、実業家として

挑戦を続けている。

自らがプロレスラーとして参戦するだけではなく、プロモーター(興行主)として興行の開催も手掛けており、今年12月23日(日)には、『川西プロレスまつり2018』を川西市総合体育館で開催する。もちろん同氏も参戦する。

忙しい事業活動の合間に高齢者介護施設などでの慰問活動を行っており、この興行は川西市社会福祉協議会の後援を受け、収益の一部を同協議会に寄付することになっている。



▲慰問活動にも積極的に取り組む

自らがプロレスに取り組み姿を通じて、「子どもたちに夢を与えたい」、「努力したことは無駄にならないことを子どもたちに

伝えたい」と言う。体格に恵まれず、一度は諦めかけた夢を、持ち前のチャレンジ精神と努力で跳ね返した同氏の言葉には、単なる事業を超えた、子どもたちに向けた未来へのメッセージが込められている。

**エンターテイナー**

**ビリケン・キッド**

川西市では、市のマスコットキャラクターの座をかけて、ゆるキャラ「きんたくん」と「ビリケン・キッド」が対決した。子どもたちの大好きなゆるキャラと対決するのだから、「ビリケン・キッド」は悪役(ヒール)である。試合が始まると、筋骨隆々たる「ビリケン・キッド」が圧倒的な強さで「きんたくん」を攻めまくる。リングの外からは子どもたちの悲鳴やブーイングの嵐。このまま「ビリケン・キッド」の勝利かと思いきや、猛然と反撃にでる「きんたくん」。そして、最後は「きんたくん」がまさかの大逆転勝利し、子どもたちは大喜びで幕を閉じる。

日本中がご当地キャラで溢れており、対戦相手には事欠かないことを考えると、この「ゆるキャラ」とのプロレス対決というビジネスモデルには、独自の

地位を築くことができる余地があるのではないだろうか。

**実業家**

**ビリケン・キッド**

プロレスラーとして肉体を鍛え上げたノウハウを伝授する一般向けのトレーニング教室を今年9月に開講した。



▲新事業として期待するトレーニング事業

川西市内で月2回、各1時間のトレーニング教室を開いているが、将来的には多店舗展開することも視野にいられているという。主なターゲットは、健康に関心が高い30代〜40代の女性だが、老若男女を問わず、誰でも大歓迎とのこと。

「タイガーマスク」に憧れた少年が自らを鍛えたように、「ビリケン・キッド」に憧れる少年たちが、このトレーニング教室で肉体を鍛える日が間もなくやって来るかもしれない。

**商工会との出会いで**

**広がる可能性**

現在は川西市商工会の青年部員として活躍するが、当初商工会については全く知らなかったという。

子どもが通う保育園で、当時の青年部長と知り合ったことをきっかけに、商工会と出会い、様々なチャンスが巡ってきた。

今年10月には、販路開拓等を目的に企業が、自社のすぐれた商品やサービスマスクを発売するビジネスマッチング事業『ひょうご・神戸チャレンジマーケット』にも出場した。

夢に向かって常に努力を続ける同氏の資質によるところが大きいのはもちろんであるが、商工会での活動、経営指導員の支援がきっかけとなり、事業が展開しているのは間違いない。商工会の支援で「ビリケン・キッド」がビジネスのチャンピオンベルトを腰にする日が待ち望まれる。



▲今年12月に主催する川西プロレスまつり

ビリケン・キッド  
メール/billykenkid@gmail.com  
ブログ/https://ameblo.jp/billykenkid

CAコラム

労基法改正!!  
会社と従業員と一緒に  
取り組みましょう



チーフアドバイザー  
宮本 真理子

労働時間は労働基準法に、休憩時間を除き1週間に於いて40時間、1日は8時間を超えてはならないことになっていきます。また、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならぬことになっていきますので、この範囲内で、労働契約(就業規則)を自由に決めることができます。これを超えて労働させる場合には、労使間で時間外・休日労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届出をし、なおかつ、割増賃金を支払わなければなりません。

1年につき6か月以内は1か月100時間未満(2〜6か月平均80時間)、1年は720時間まで法定労働時間外労働をすることが出来ます。この度の改正で、時間外労働の上限は法令化されましたので、今後は厳しく規制されます。(以上は概略ですので、詳細はご確認ください) チーフアドバイザー(CA)派遣で伺うと、社長や労働担当者の方が、今のやり方でいいのかと不安を持っておられることをひしひしと感じます。しかし、実際には、労働時間の定め方や時間外手当の支給についての対応が不十分なことが多いです。 CA派遣では、今の働き方(会社が望む働き方)と労働基準法で認められている変形労働時間制などの様々な労働時間制との間で落としどころを探っていくアドバイスをさせていただきます。

会社の労働時間制度が定まりましたら、給与をどのような形で支給して行くのか、今の給与で残業代が賄えるのかを検討します。時間外手当が多くて賃金コストが上がってしまう場合は、生産性を上げるなど別の方法を考えなければなりません。 給与については、残業手当ばかりではなく、会社の思い(従業員の頑張りに応えたい、家族や生活も考えたい)の見える給与体系を一緒に考えていきます。 一方、今回の労働基準法の改正で、会社は、付与される年次有給休暇の日数が10日以上従業員について、年次有給休暇が付与された日(基準日)から1年以内に、5日を取得させなければならぬようになりました。ただし、従業員が時季を指定して年次有給休暇を取得した日数は、5日分を控除することが出来ます。

会社の労働時間制を検討する場合には、年次有給休暇も同時に考えていく必要があります。 年次有給休暇の取得率を上げる方法のひとつとして、計画的付与制度があります。 計画的付与とは、労使協定を結べば、年次有給休暇のうち、5日を超える分について計画的に休暇取得日を割り振ることが出来る制度のことです。5日を超える部分とは、休暇日数が10日ある人は5日、20日ある人は15日になり、前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合は、繰り越された日数を合わせて5日を超える部分となります。言い方を変えると、5日分は本人が自由に使える日数を残しておいて、それ以外は計画年休に指定できるということになります。 計画的付与の方法としては、 ①会社もしくは事業場全体の休業による一斉付与方法 ②班・グループ別の交代制付与方法 ③年次有給休暇付与計画表による個人別付与方法 などがあります。 具体例としては、夏季休暇、年末年始休暇に計画的付与を組み合わせることで大型連休にする。プリッジホリデーとして祝日と会社の所定休日の間に計画的付与して3連休、4連休を設けるなどがよく採用されています。

他にも誕生日や結婚記念日のアニバーサリー休暇など、従業員と一緒に楽しんで考えていただければ、従業員の参画意識を高めることができます。また年次有給休暇の取れるような仕事の仕組みを考えるなど、業務の見直しにつながることもあります。 パート従業員にも年次有給休暇を付与することになっていきますので、この機会に一緒に取り組みましょう。 「義務」だからと考えるより、会社と従業員が協力して取り組むチャンスととらえていただきたいと思えます。 制度を整え、給与を見直すことは大変な場合もありますが、監督署(調査)対応、従業員の健康や生活の安定、人材の採用・定着や未払い残業手当のリスクを回避することになり、結果として会社の存続・発展につながりますので、真剣に取り組んでいかなければならない課題です。 私も会社の業務の実態や、社長の思いや従業員の生活も大切にしながら、労働法に基づいて会社の制度を整えていくお手伝いをさせていただくことにやりがいをもって取り組んでいます。

—ひょうごの中小企業を補償でサポート!—  
商工会の共済事業として会員の福利厚生をお手伝いする

ひょうご共済  
兵庫県共済協同組合

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3-28  
兵庫県中央労働センター4階  
☎078-361-8080 www.ken-kyosai.or.jp

福崎町内で  
移動販売車「ふくふくまる」  
10月から販売開始  
福崎町商工会

福崎町商工会(谷口守男会長)は、福崎町が策定する買物難民対策の一環として、兵庫県の補助制度「商店ご御用聞き・共同宅配事業」(5ヶ年計画)に申請

6月に福崎町民を対象に「お買物に関するアンケート調査」を実施し、集計分析結果を参考に町内で優先するエリアを選び、福崎町と自治会の協力を得て「実証実験事業」として移動販売を開始することとなった。

移動販売については8月に同事業の業務委託説明会を行い、同商工会員の中から公募、審査を経て株式会社肥野ストアに決定した。移動販売車の名称も一般公募により「移動スーパーふくふくまる」に決定し、10月12日に販売を開始した。

株式会社肥野ストアは、福崎町内に2店舗、姫路市香寺町、市川町にも店舗を構える福崎町を代表するスーパーマーケット。

しかし、20年程前から大型スーパーの出店が続ぎ、今後の展望を模索していた肥野ストアでは、高齢のため買物に来ることがで

きなくなった客から「配達」の注文が年々増えてきていることを受け、「お役に立てるなら」「経営の転換期になるのではないかと公募に手を挙げた。

小さな移動スーパーふくふくまるは細い道を走ってお客様の近くまで販売に行くことができ。色々な商品に乗せているのを見て「楽しんで・選んでもらうことも可能だ。



▲代表取締役・肥野眞行氏(左)と  
ふくふくまる店長・大作氏(右)

「町民の皆様のご要望とご期待に応えられるか不安もありますがお客様に喜んでいただける」と想像すると楽しくなり「と決意を新たに肥野社長は語る。

～新規職員募集のお知らせ～

この度、兵庫県商工会連合会では新規職員の募集を行います。

- 募集人員 10名程度
- 受付期間 平成30年11月1日(木)～11月30日(金)【当日必着】
- 一次試験日 平成30年12月15日(土)
- 募集内容 詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

兵庫県商工会連合会  
<http://www.shokoren.or.jp/>

兵庫県商工会連合会 総務部 総務人事課  
〒650-0013 神戸市中央区花隈町6-19  
TEL：078-371-1262 (総務人事課直通)  
078-371-1261 (代表)

税について ちょっと 考えてみよう!  
「税を考える週間」

11月11日～11月17日

今年のテーマは  
「暮らしを支える税」です



国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。

くわしくはこちら [税を考える週間](#) [検索](#)



国税庁  
www.nta.go.jp

国税庁では以下の取組を実施しています

- 【社会保障・税番号制度】 制度の定着に向けて、周知・広報を実施しています。
- 【e-Tax】 平成31年1月から個人納税者のe-Tax利用がより便利になります。
- 【消費税の軽減税率制度】 準備が必要な事業者の皆様に対し、周知・広報を実施しています。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)またはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための  
退職全制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は  
全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も  
税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構

TEL:050-5541-7171  
(共済相談室)

小規模企業共済

検索

[www.smrj.go.jp/skyosai](http://www.smrj.go.jp/skyosai)